

環境物品等の調達の推進を図るための方針

日本司法支援センター

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、以下のとおり令和8年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「令和8年度調達方針」という。）を定める。

第1 特定調達物品等の令和8年度における調達の目標

令和8年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（令和8年2月3日閣議決定。以下「基本方針」という。））に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1 紙類

<p>(1) 情報用紙 コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙</p> <p>(2) 印刷用紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙</p> <p>(3) 衛生用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー</p>	<p>調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。</p> <p>衛生用紙について、判断の基準の選択肢として、エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであることを追加する。</p>
---	--

2 文具類

<p>シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印</p>	<p>調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。</p>
--	-------------------------------------

ゴム印
回転ゴム印
定規
トレー
消しゴム
ステープラー（汎用型）
ステープラー（汎用型以外）
ステープラー針リムーバー
連射式クリップ（本体）
事務用修正具（テープ）
事務用修正具（液状）
クラフトテープ
布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）
両面粘着紙テープ
製本テープ
ブックスタンド
ペンスタンド
クリップケース
はさみ
マグネット（玉）
マグネット（バー）
テープカッター
パンチ（手動）
モルトケース
（紙めくり用スポンジケース）
紙めくりクリーム
鉛筆削（手動）
OAクリーナー（ウェットタイプ）
OAクリーナー（液タイプ）
ダストブロワー
レターケース
メディアケース
マウスパッド
OAフィルター（枠あり）
丸刃式紙裁断機
カッターナイフ
カッティングマット
デスクマット

OHPフィルム

絵筆

絵の具

墨汁

のり（液状）（補充用を含む。）

のり（澱粉のり）（補充用を含む。）

のり（固形）（補充用を含む。）

のり（テープ）

ファイル（クリアーフォルダー
及びクリアーファイルを除く。）

クリアーフォルダー

クリアーファイル

バインダー

ファイリング用品

アルバム（台紙を含む。）

つづりひも

カードケース

事務用封筒（紙製）

窓付き封筒（紙製）

けい紙

起案用紙

ノート

パンチラベル

タックラベル

インデックス

付箋紙

付箋フィルム

黒板拭き

ホワイトボード用イレーザー

額縁

テープ印字機等用カセット

テープ印字機等用テープ

ごみ箱

リサイクルボックス

缶・ボトルつぶし機（手動）

名札（机上用）

名札（衣服取付型・首下げ型）

鍵かけ（フックを含む。）

項目の「ファイル」を、「ファイル（クリアーフォルダー及びクリアーファイルを除く。）」に変更する。

項目に「クリアーフォルダー」及び「クリアーファイル」をそれぞれ新設する。

バインダーについて、基準値1に認定プラスチック使用製品であることを追加する。

チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド	
----------------------------	--

3 オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード 個別ブース ディスプレイスタンド	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

4 画像機器等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ	<p>令和8年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、次のとおりとする。</p> <p>スキャナについて、判断の基準の再生プラスチック部品等の使用に関する経過措置の終了。</p> <p>トナーカートリッジ及びインクカートリッジについて、判断の基準の再使用・マテリアルリサイクル率を引き上げる（トナーカートリッジ50%→60%、インクカートリッジ25%→40%）</p>
--	--

5 電子計算機等

電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	令和8年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

6 オフィス機器等

シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小形充電式電池	令和8年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
---	---

7 移動電話等

携帯電話 PHS スマートフォン	令和8年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
------------------------	---

8 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	<p>令和8年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、次のとおりとする。</p> <p>電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫については、基準値2の基準を満たす物品の調達目標は100%とし、可能な限り基準値1の基準を満たす物品の調達を推進する。</p> <p>テレビジョン受信機、電気便座及び電子レンジについての調達目標は100%とする。</p> <p>テレビジョン受信機について、エネルギー消費効率に2段階の判断の基準を設定（2K以上4K未満の液晶テレビの区分を除く）し、判断の基準の選択肢として、「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」を追加する。</p>
---	--

9 エアコンディショナー等

家庭用エアコンディショナー 業務用エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	<p>令和8年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、次のとおりとする。</p> <p>業務用エアコンディショナーについて、判断の基準に、フロン類の常時監視システムの搭載について追加する。</p>
---	--

10 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	令和8年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

11 照明

LED照明器具 LEDを光源とした内照式表示灯 電球形LEDランプ	令和8年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
---	---

12 自動車等

乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ	(1) 乗用車 令和8年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。 (2) 乗用車以外 令和8年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、基準値2の基準を満たす物品の調達目標は100%とし、可能な限り基準値1の基準を満たす物品の調達を推進する。
乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油	乗用車用タイヤについては、調達を実施する場合には、基準値2の基準を満たす物品の調達目標は100%とし、可能な限り基準値1の基準を満たす物品の調達を推進する。判断の基準に車外騒音性能に係る基準を追加する。 2サイクルエンジン油については、調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。

13 消火器

消火器	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
-----	---------------------------

14 制服・作業服等

制服 作業服 帽子 靴	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 基準値1として「定量的環境情報の算定・開示」かつ「回収システム保有」を設定する。
----------------------	--

	<p>再生 PET 由来ポリエステル繊維配合率及び植物由来合成 繊維配合率を強化する。</p> <p>新たに、混紡繊維に係る判断の基準を設定する。</p> <p>判断の基準の選択肢として、「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」を追加する。</p>
--	---

15 インテリア・寝装寝具

<p>カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タイルカーペット ニードルパンチカーペット タフテッドカーペット 織じゅうたん 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス</p>	<p>令和8年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては次のとおりとする。</p> <p>タイルカーペットについては、基準値2の基準を満たす物品の調達目標は100%とし、可能な限り基準値1の基準を満たす物品の調達を推進する。</p> <p>カーテン、布製ブラインド、金属製ブラインド、タフテッドカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット、毛布、ふとん、ベッドフレーム、マットレスのランプの調達目標は100%とする。</p> <p>金属製ブラインド及びベッドフレームを除き、判断の基準の選択肢として、「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」を追加する。</p> <p>カーテン及び布製ブラインドについて、基準値1として「定量的環境情報の算定・開示」又は「回収システム保有」を設定する。</p> <p>タイルカーペットについて、基準値1として「回収システム保有」を設定（定量的環境情報の算定・開示のいずれかを選択）する。</p> <p>毛布及びふとんについて、基準値1として「回収システム保有」を設定する。</p>
---	--

16 作業手袋

<p>作業手袋</p>	<p>調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。</p> <p>判断の基準の選択肢として、「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」を追加する。</p> <p>判断の基準の「ポストコンシューマ材料」を「故繊維」に修正する。</p>
-------------	---

17 その他繊維製品

<p>集会用テント ブルーシート</p>	<p>令和8年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とす</p>
--------------------------	--

防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	<p>る。</p> <p>判断の基準の選択肢として、「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」を追加する。集会用テントについて、基準値1として「回収システム保有」を設定する。</p> <p>ブルーシートについて、基準値1として「定量的環境情報の算定・開示」又は「回収システム保有」を設定する。</p>
-------------------------------	--

18 設 備

太陽光発電システム（公共・産業用） 太陽熱利用システム（公共・産業用） 地中熱利用システム 燃料電池 エネルギー管理システム 生ゴミ処理機 節水機器 給水栓 日射調整フィルム 低放射フィルム	調達の予定はない。
テレワーク用ライセンス	183件を調達する。
Web会議システム	調達の予定はない。

19 災害備蓄用品（既存品目以外）

災害備蓄用飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 備蓄用作業服 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

20 公共工事

調達の予定はない。

21 役 務

省エネルギー診断	調達の予定はない。
印刷	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。 2段階の判断の基準を設定。
食堂	調達の予定はない。
自動車専用タイヤ更生 自動車整備	調達の予定はない。
庁舎管理 植栽管理 加煙試験 清掃 タイルカーペット洗淨 機密文書処理 害虫防除 輸配送 旅客輸送（自動車）	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
庁舎等において営業を行う小売 業務	調達の予定はない。
クリーニング	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
飲料自動販売機設置	調達の予定はない。
引越輸送 会議運営 印刷機能等提供業務	調達を実施する場合には、達成目標は100%とする。

22 ごみ袋等

プラスチック製ごみ袋	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
------------	---------------------------

第2 特定調達物品等以外の令和8年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

環境物品等の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するよう努める。また、画像機器等、電子計算機、オフィス機器等、家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ、再生材料を多く使用しているものを選択する。

第3 その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- 1 令和8年度調達方針は、日本司法支援センター全ての部署を対象とする。
- 2 調達の実績は、品目ごとに取りまとめ、日本司法支援センターホームページにおいて公

表する。

- 3 オフィス家具等については、可能な限り修理を行い、長期間の使用に努める。
- 4 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に規定された判断の基準を満たすことにとどまらず、可能な限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
- 5 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が令和8年度調達方針に準じた環境物品等の購入を推進するよう働き掛けるとともに、物品の納入に際しては、原則として、令和8年度調達方針で定められた自動車を利用すること、可能な範囲で提出書類を簡素化すること等、可能な限り環境負荷の低減を図るよう働き掛ける。
- 6 事業者の選定に当たっては、ISO14001 等により環境管理を行っている者を優先して考慮するものとする。
- 7 令和8年度調達方針に関する担当窓口は、本部総務部財務会計課とする。